平成２０年（フ）第１２９５号
東京都昭島市玉川町１丁目７番２号公団アパート２号館319号
破産者　秋本　洋子
1　決定年月日　平成21年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３号
東京都東大和市南街１丁目18番地の３、開始決定時の住所東京都東大和市桜が丘２丁目214番地の１リーベスト玉川上水712
破産者　新宮　政高
1　決定年月日　平成21年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２０年（フ）第３２５９号
横浜市緑区三保町2334番地５
破産者　有限会社ウッドライフ
1　決定年月日　平成21年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第３３号
福井県坂井市春江町針原第24号48番地
破産者　日広産業株式会社
1　決定年月日　平成21年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第３４号
福井県坂井市坂井町東荒井第７号４番地
破産者　日新実業株式会社
1　決定年月日　平成21年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第４８２号
福井県福井市引目町第19号５番地50
破産者　宮下　幸彦
1　決定年月日　平成21年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３５号
静岡県浜松市浜北区根堅912番地の４
破産者　有限会社ライフプランニング
1　決定年月日　平成21年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２０年（フ）第２４９１号
京都市山科区東野竹田10番地138
破産者　有限会社センターフィールド
1　決定年月日　平成21年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第２２２号
山口県周南市久米三郎丸3227番地１
破産者　株式会社さらや食品
1　決定年月日　平成21年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第４０号
大分市萩原４丁目９番11号
破産者　有限会社はやみ
1　決定年月日　平成21年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成１９年（フ）第５９９号
滋賀県守山市梅田町５番１―310号、事業所所在地滋賀県湖南市岩根3658―１
破産者　平和ホームサービスこと小林浩一こと　小林光一こと　大村　勝彦
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第８２号
滋賀県草津市野村１丁目15―８ファミール草津101号室、住民票上の住所滋賀県守山市二町町30番地の39
破産者　竹内　研二
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第５５２号
秋田県由利本荘市岩城二古字横砂子58番地68、住民票上の住所秋田市下浜長浜字観音道脇293番地
破産者　加藤　秀治
1　決定年月日　平成21年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５４号
栃木県芳賀郡茂木町大字北高岡1712番地、住民票上の住所秋田市中通５丁目１番７号
破産者　伊藤カツヱ
1　決定年月日　平成21年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４号
福島県西白河郡西郷村大字小田倉字向原27番地１　菊地コーポ３
破産者　藤原　昭一
1　決定年月日　平成21年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２１年（フ）第５３号
群馬県伊勢崎市平井町1452番地１
破産者　横堀紀代治
1　決定年月日　平成21年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２０年（フ）第７５６号
埼玉県上尾市大字原市2233番地１　イワサキ上尾ハウスＢ―101
破産者　門脇　浩和
1　決定年月日　平成21年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３７４号
横浜市戸塚区深谷町1252番地13　ドリームハイツ１棟122号杉山方
破産者　横石　典子
1　決定年月日　平成21年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第４８９号
山梨県中央市木原758番地34
破産者　小山　　和
1　決定年月日　平成21年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第５４５号
山梨県甲斐市名取16番地
破産者　正治　宗三
1　決定年月日　平成21年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係